



海外発信に向けた「アイコン」利用ガイドライン Ver.02

作成日 平成30年4月1日

「Tokyo Tokyo Old meets New」は東京都の登録商標ですので、本ガイドラインに従って利用申請をお願いします。

このガイドラインは、海外発信に向けた「アイコン」の円滑な申請と利用を行えるよう作成した資料です。

別に定める利用要綱・様式もご確認の上、ご利用ください。

本ガイドラインは随時更新されます。申請前に必ず最新版をご確認ください。

お問い合わせ先

海外発信に向けた「アイコン」管理事務局(受付時間:平日10時~17時)

〒108-0075 東京都港区港南1-9-36 13階 エキスパートオフィス品川314号室

電話番号:03-6869-2227 FAX番号:03-4589-4863

メールアドレス:contact@tokyotokyo-office.jp

目次

海外発信に向けたアイコンの利用について 2

全体の流れと様式 4

利用手続

A 海外発信に向けたアイコン利用者登録 7

- A-1 海外発信に向けたアイコン利用者登録について
- A-2 申請手続

B 海外発信に向けたアイコンの利用許諾申請 10

- B-1 海外発信に向けたアイコン利用許諾申請について
- B-2 申請手続

C 海外発信に向けたアイコンの利用報告 13

- 利用開始後の成果物の提出と報告
- 利用状況等の照会について

海外発信に向けたアイコン利用者登録及び
海外発信に向けたアイコン利用許諾申請が不要な場合の手続 14

ご利用にあたっての注意事項 15

- 知的財産権と海外発信に向けたアイコンの利用について
- 海外発信に向けたアイコン利用時の賠償責任について
- 海外発信に向けたアイコン利用時の商標権確認
- 海外発信に向けたアイコンを利用する事業・製品等の品質の保証
- 海外発信に向けたアイコンを利用する事業・製品等の産地表示等
- 海外発信に向けたアイコンと東京2020オリンピック・パラリンピックのエンブレム等との関係について

※本ガイドラインでは海外発信に向けた「アイコン」を海外発信に向けたアイコンと表示します。

東京都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とさらにその先を見据え、東京の多様な魅力を海外に発信しながら、旅行者の受入環境の充実など様々な取組を進めています。

この度、東京の魅力を効果的に海外に発信することを目的としたアイコンとキャッチフレーズを制作いたしました。

このアイコンは皆様方に広くご活用いただくことで、東京の魅力を効果的に海外に発信していくことを狙いとしています。ぜひ、皆様方の事業や活動において幅広くご活用ください。

海外発信に向けたアイコンについての詳しい情報はこちら

海外発信に向けたアイコンの公式WEBサイト <http://tokyotokyo.jp>

東京都産業労働局

※個人情報の取扱いについて

収集した個人情報は、「東京都個人情報の保護に関する条例」(平成2年東京都条例第113号)に基づき、適正に管理いたします。

■ 海外発信に向けたアイコン



江戸から続く400年の伝統が、今も息づく街、東京。

常に進化を止めず、未来に向かって革新し続ける街、東京。

伝統と革新、2つの東京は出会い、ひとつにとけ合い、

今日も新しい価値を生み出していく。

Old meets New、それが東京の活力、面白さ。

東京が世界に届けるたくさんのサプライズは、

すべてここから生まれる。

■ アイコンとキャッチフレーズに込められたメッセージ

Tokyoを異なる文字で繰り返し、東京のイメージを印象づけるデザイン。筆文字のTokyoとゴシック体のTokyoは、江戸から続く伝統と最先端の文化が共存している東京の特色を表現している。そうした部分をOld meets Newでも重ねて強調。伝統の部分は墨で、先進性は未来へ広がる青い空をイメージしたブルーで表現している。また、東京の新しい観光名所である渋谷のスクランブル交差点をイメージした「落款」をデザインして付けてある。

■使用方法

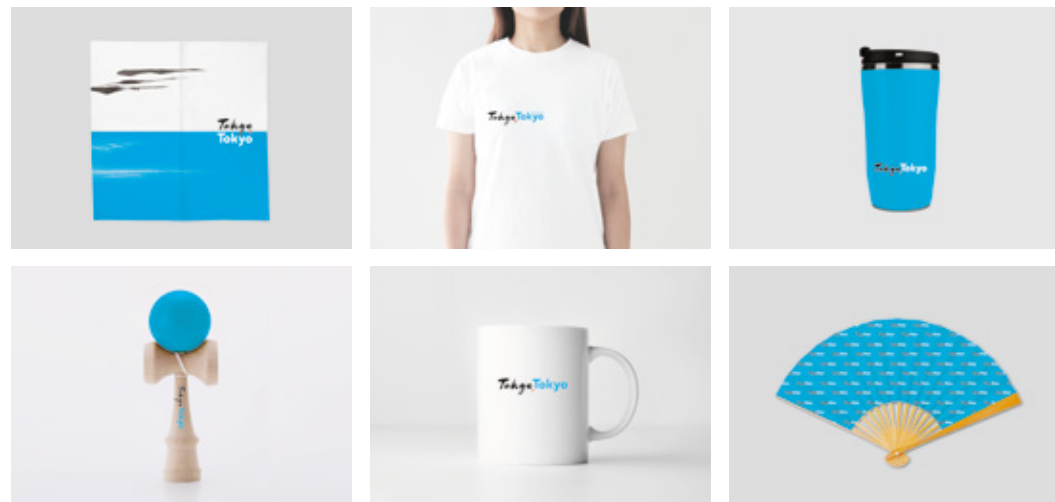
このアイコンは、海外や訪都外国人旅行者に向けて東京の魅力をPRするアイコンです。

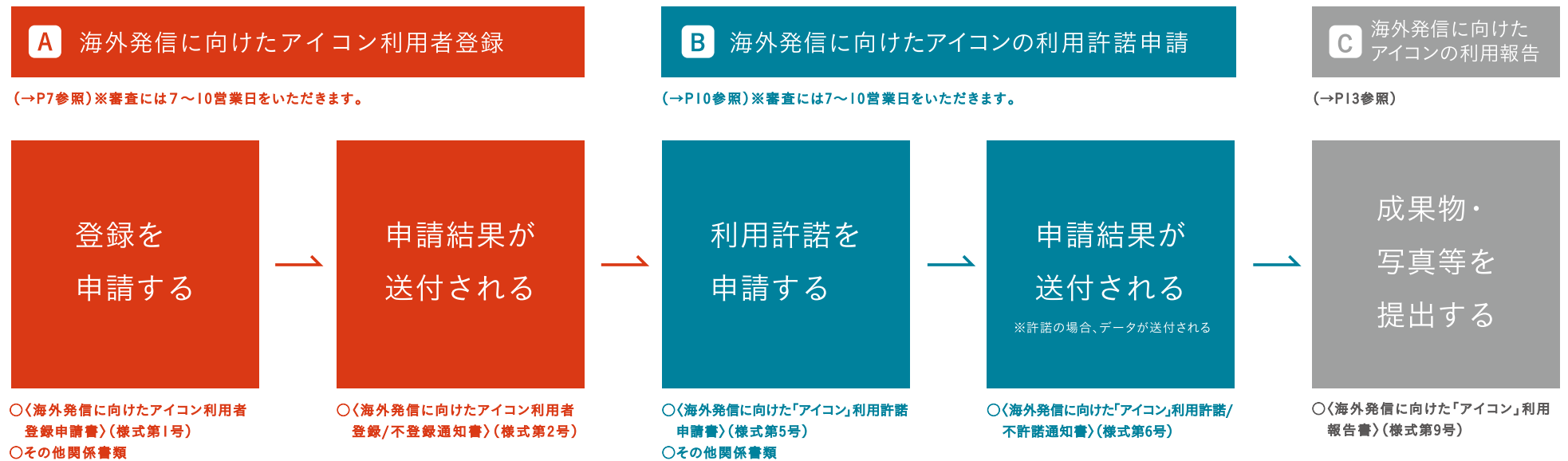
ビジネス・事業目的で使用される場合は、所定の方法でご申請いただくことにより、アイコンをご活用いただけます。以降、申請方法の詳細を記載していますので、ご確認ください。

※なお、個人が利益を得ずに利用する場合（事業活動の一環として利用する場合を除く）は、申請は不要です。

アイコンを活用したデザインの統一感を確保し、効果的な発信を行うため、右記の使用例の色やイメージを参考にしてください。

■具体的な使用例





※「海外発信に向けたアイコン利用者登録」と「海外発信に向けたアイコンの利用許諾申請」は同時に申請していただくことも可能です。

※「海外発信に向けたアイコン利用者登録」の登録内容を変更、取り下げたい場合(→P9参照)

※「海外発信に向けたアイコンの利用許諾申請」の許諾内容を変更、取り下げたい場合(→P12参照)

■ 利用方法

【重要】海外発信に向けたアイコンのご利用には、必ず以下の手続を行ってください。

海外発信に向けたアイコンを利用される場合は、以下の手続が必要です。利用内容によって、必要な手続が異なりますので、ご確認ください。

I ビジネス・事業目的(法人・団体・非営利団体・個人を問いません)

A 海外発信に向けたアイコン利用者登録 (→P7参照)

B 海外発信に向けたアイコンの利用許諾申請 (→P10参照)

の2種類が必要です。

利用例

- 海外発信に向けたアイコンを利用した商品を製作、販売する場合
- 海外発信に向けたアイコンを利用したノベルティ/PRグッズを製作、配布する場合
- 海外発信に向けたアイコンを利用した看板/ホームページなどを製作、掲示する場合

2 東京都及びその監理団体等が利用する場合など

B 海外発信に向けたアイコンの利用許諾申請 (→P10参照)

が必要です。

対象

- 東京都及び都の関連団体等が利用する場合
- 東京都が後援等を行うイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合

3 個人が利益を得ずに利用する場合(事業活動の一環として利用する場合、その他東京都知事が必要と認める場合を除く)

海外発信に向けたアイコン利用者登録及び

海外発信に向けたアイコン利用許諾申請共に必要ありません。(→P14参照)

利用例

- 個人が趣味の範囲でSNSやホームページ等に掲載する場合
- ※海外発信に向けたアイコンデータは海外発信に向けたアイコンの公式WEBサイトからダウンロードした正規のもの(jpg/透過png形式)をご使用ください。
 ※フォント及びai/eps形式のデータの利用をご希望の方は、海外発信に向けたアイコン利用許諾申請が必要です。

海外からのお申込みについては、個別にご相談させていただきます。

■ 利用要件

下記に該当する場合は、利用ができません。

1. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
2. 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者
3. 1 及び 2 に掲げる者から委託を受けた者並びに 1 及び 2 に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
4. 東京都契約関係暴力団等対策設置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者
5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者。ただし、特に海外や訪都外国人旅行者に向けた東京の PR、産業振興等に資すると知事が判断した場合はこの限りではない。
6. 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
7. 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条から第 197 条の 4 までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 1 条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
8. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
9. 税法違反（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）違反、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）違反、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）違反（法人事業税、個人事業税））及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）（建設作業機械等からの排出生に含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止）違反がある者
10. 政治団体若しくは宗教団体又はこれらに類するもの
11. 東京都の指名停止措置を受けている者
12. 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
13. 東京都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者
14. その他、知事が不適切と認める者

■ 利用制限

下記に該当する場合は、アイコンの使用を認めないこととします。

1. 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
2. 都の信用又は品位を害するものと認められる場合
3. 海外発信に向けたアイコン等のイメージを損なうと認められる場合
4. 第三者の利益を害するものと認められる場合[※]
5. 特定の個人、団体、法人（都を除く。）若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、海外発信に向けたアイコン利用要綱第 1 条に規定する目的の実現に特に資すると知事が認める場合はこの限りではない。
6. 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業又はその広告等に利用される場合。ただし、特に海外や訪都外国人旅行者に向けた東京の PR、産業振興に資すると東京都知事が認める場合はこの限りではない。
8. 海外発信に向けたアイコンの利用によって、品質や産地、その他の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
9. 海外発信に向けたアイコンの変形を行う場合又は立体物でその表現が海外発信に向けたアイコンの立体物と認められない場合
10. その他、東京都知事が不適切と認める場合

※オリンピック・パラリンピックの知的財産（「エンブレム」、「オリンピック・パラリンピック」の用語等をいう。以下同じ。）の侵害となる使用はできません。例えば、大会スポンサー以外の企業がアイコンの利用に当たって企業名や商品名に合わせて、オリンピック・パラリンピックの知的財産を表記することはできませんので十分にご留意ください。詳細は 17 ページをご覧ください。

■ 利用料

海外発信に向けたアイコンの利用料は、無料となります。

ビジネス目的の場合・事業目的の場合

A 海外発信に向けたアイコン利用者登録

A-1. 海外発信に向けたアイコン利用者登録について

海外発信に向けたアイコンを利用される方々を、事前に「海外発信に向けたアイコン利用者」として登録する制度です。利用許諾審査の期間短縮のため、最初に一度事業者としての審査を行います。ここでは、反社会勢力との関連の有無などの審査を行います。

A-2. 申請手続き

■ 提出書類

右記に該当する書類をご用意ください。

申請書類の様式は海外発信に向けたアイコンの公式WEBサイトからダウンロードできます。ダウンロード又は印刷ができない場合は、書類を郵送しますので事務局までご連絡ください。

書類名	申請者					備考
	法人	登記を行っていない団体	個人・個人事業主	行政団体		
海外発信に向けたアイコン利用者登録申請書 (様式第1号)(1部)	○	○	○	○		別添様式をお使いください
誓約書兼同意書 (様式第1号関係書類)(1部)	○	○	○	—		別添様式をお使いください
履歴事項全部証明書 (原本又は写し)(1部)	○	—	—	—		発行日から3か月以内のもの
身分証明書の写し(1部)	—	○ 代表者のもの	○	—		免許証・健康保険証等
会社概要や業務内容がわかるパンフレット等の資料(1部)	○	○	○	—		特定の書式はありません
返信用封筒(長3サイズ・1部) (郵送の場合のみ)	○	○	○	○		返信先記入及び82円切手貼付

■ 提出先

提出書類は下記へご提出ください。

[郵送の場合]

下記の宛先へお送りください。

海外発信に向けた「アイコン」管理事務局

〒108-0075 東京都港区港南1-9-36 13階 エキスパートオフィス品川314号室
電話番号:03-6869-2227

[メールの場合]

下記の宛先へお送りください。

E-mail: apply@tokyotokyo-office.jp

※容量は8MB以下としてください。

※審査には7～10営業日が必要です。時間に余裕を持った登録申請をお願いします。

■ 通知書の発行

海外発信に向けたアイコン利用者登録申請の結果については、〈海外発信に向けたアイコン利用者登録/不登録通知書〉を、ご申請いただいた連絡先に郵送又はメールにて通知します。

- 登録番号は、海外発信に向けたアイコン利用許諾申請の際に必要となりますので、大切に保管してください。
- 申請者が海外発信に向けたアイコン利用者登録を受けたことにより得た権利は、譲渡、転貸又は継承することができません。そのような行為が発覚した場合は、登録を取り消します。

■ 登録の有効期間

最初の登録日の翌月1日から1年間有効です。その後、事務局からの期間終了の連絡がない限り、又は登録者が取下げの申請を行わない限り、原則1年を単位として自動的に更新されます。

■登録内容に変更があった場合

登録の内容に変更があった場合は、変更があったときから速やかに、事務局宛てに下記書類をご提出ください。申請書類の様式は海外発信に向けたアイコンの公式WEBサイトからダウンロードできます。ダウンロード又は印刷ができない場合は、書類を郵送しますので事務局までご連絡ください。

書類名	備考
海外発信に向けたアイコン利用者登録変更申請書 (様式第3号)(1部)	別添様式をお使いください
変更内容を証明する書類 ※必要に応じて	身分証明書の写し等
返信用封筒(長3サイズ・1部) (郵送の場合のみ)	返信先記入及び82円切手貼付

申請の結果については、〈海外発信に向けたアイコン利用者登録変更通知書〉を、ご申請いただいた連絡先に郵送、又はメールにて通知します。

変更内容に問題がなければ、海外発信に向けたアイコンを継続してご利用いただけます。(変更内容によっては、登録を取り消したり、利用の停止を請求します。)

■登録を取り下げる場合

〈海外発信に向けたアイコン利用者登録(変更)取下げ申請書〉(様式第11号)を事務局宛てにご提出ください。

申請の結果については、〈取消通知書〉を、ご申請いただいた連絡先へ郵送、又はメールにて通知します。

- 登録を取り下げられます。
- 既に海外発信に向けたアイコンの利用許諾を受けている場合は、利用許諾も自動的に取り消されます。

■登録の取り消しについて

海外発信に向けたアイコン利用者登録後であっても、登録要件に違反すると判断した場合や、利用内容に問題があると判断した場合には、〈取消通知書〉により登録を取り消すことがあります。登録が一度取り消された場合、新しい登録申請を受け付けないことがあります。

B 海外発信に向けたアイコンの利用許諾申請

B-1. 海外発信に向けたアイコン利用許諾申請について

海外発信に向けたアイコンを利用される場合、必ず利用許諾申請を行ってください。申請は海外発信に向けたアイコン利用者登録と同時に行うことができます。ここでは、利用目的などの確認を行います。

B-2. 申請手続き

■申請に際して

- 対象とする事業・製品等が異なる場合は、その都度、利用申請を行ってください。
- 同じ事業・製品等を対象として、製品そのものやパッケージ、マスメディア、その他の広報手段等で複数の表示を行う場合は、一括して申請することができます。

■提出書類

申請には、下記書類が必要です。申請書類の様式は海外発信に向けたアイコンの公式WEBサイトからダウンロードできます。ダウンロード又は印刷ができない場合は、書類を郵送しますので事務局までご連絡ください。

書類名	備考
海外発信に向けた「アイコン」利用許諾申請書 (様式第5号)(1部)	別添様式をお使いください
海外発信に向けた「アイコン」利用イメージ貼付用紙 (様式第5号関係書類)(1部) ※必要に応じて	別添様式をお使いください
返信用封筒(長3サイズ・1部) (郵送の場合のみ)	返信先記入及び82円切手貼付

■ 提出先

提出書類は下記へご提出ください。

[郵送の場合]

下記の宛先へお送りください。

海外発信に向けた「アイコン」管理事務局

〒108-0075 東京都港区港南1-9-36 13階 エキスパートオフィス品川314号室
電話番号:03-6869-2227

[メールの場合]

下記の宛先へお送りください。

E-mail: apply@tokyotokyo-office.jp

※容量は8MB以下としてください。

■ 通知書の発行及びアイコン・フォントデータの提供

海外発信に向けたアイコン利用許諾申請の結果については、〈海外発信に向けたアイコン利用許諾/不許諾通知書〉を、ご申請いただいた連絡先へ郵送又はメールにて通知します。

- 郵送申請の場合は、別途E-mailで海外発信に向けたアイコンデータ形式（フォント/jpg/透過pgn/ai/eps形式すべて）を送付いたします。
- 申請者が利用許諾を受けたことにより得た権利は、譲渡、転貸又は継承することができません。そのような行為が発覚した場合は、許諾を取り消します。

■ 利用の期間

海外発信に向けたアイコンの利用期間は、原則申請された期間とします。ただし、利用期間は利用開始日より1年以内とします。（平成30年4月1日改正）
※1年を超えて継続して利用する場合は、利用期間満了日までに変更申請により期間の更新を行ってください。

■申請内容・利用期間に変更があった場合

利用許諾を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ事務局宛てに下記書類をご提出ください。申請書類の様式は海外発信に向けたアイコンの公式WEBサイトからダウンロードできます。ダウンロード又は印刷ができない場合は、書類を郵送しますので事務局までご連絡ください。

書 類 名	備 考
海外発信に向けた「アイコン」利用許諾変更申請書 (様式第7号)(1部)	別添様式をお使いください
海外発信に向けた「アイコン」利用イメージ貼付用紙 (様式第5号関係書類)(1部)※必要に応じて	別添様式をお使いください
返信用封筒(長3サイズ・1部) (郵送の場合のみ)	返信先記入及び82円切手貼付

申請の結果については、〈海外発信に向けたアイコン利用許諾変更通知書〉を、ご申請いただいた連絡先へ郵送又はメールにて通知します。

変更内容に問題がなければ、海外発信に向けたアイコンを継続してご利用いただけます。(変更内容によっては、登録を取り消したり、利用の停止を請求します。)

■利用許諾を取り下げる場合

〈海外発信に向けたアイコン利用許諾取下げ申請書〉(様式第12号)を事務局宛てにご提出ください。

申請の結果については、〈取消通知書〉を、ご申請いただいた連絡先へ郵送又はメールにて通知します。

- 利用許諾が取り下げられます。
- 海外発信に向けたアイコン利用者登録を取り下げたい場合は、別途〈海外発信に向けたアイコン利用者登録(変更)取下げ申請書〉(様式第11号)を事務局宛てご提出ください。

■許諾の取り消しについて

利用許諾後であっても、利用内容に問題があると判断した場合には、〈取消通知書〉により登録を取り消すことがあります。許諾が一度取り消された場合、新しい許諾申請を受け付けないことがあります。

C 海外発信に向けたアイコンの利用報告

■ 利用開始後の成果物の提出と報告

海外発信に向けたアイコンの利用開始後、1か月以内を目安に〈海外発信に向けた「アイコン」利用報告書〉(様式第9号)を事務局まで郵送又はメールにてご提出ください。

ご報告例

- 制作物の写真
- 掲載物のPDF
- 掲載ウェブサイトのURL及び該当箇所のスクリーンショット

※事務局が成果物を確認し、万一利用申請内容と異なる場合や、利用内容に問題があると判断した場合は、利用許諾を取り消す場合があります。

■ 利用状況等の照会について

事務局から、海外発信に向けたアイコンの利用状況の確認や利用対象物の売上等について、照会を行うことがあります。

※事務局が利用状況を確認し、万一利用申請内容と異なる場合や、利用内容に問題があると判断した場合は、利用許諾を取り消す場合があります。

海外発信に向けたアイコンの利用が、個人が利益を得ずに利用する場合（事業活動の一環として利用する場合、その他東京都知事が必要と認める場合を除く）については、海外発信に向けたアイコン利用者登録及び海外発信に向けたアイコン利用許諾申請は不要です。ただし、P6の利用要件及び利用制限に該当すると認められる場合は、ご利用いただけません。

利用例

○個人が趣味の範囲でSNSやホームページ等に掲載する場合

※海外発信に向けたアイコンデータは海外発信に向けたアイコンの公式WEBサイトからダウンロードした正規のもの（jpg/透過png形式）をご使用ください。

※フォント及びai/eps形式のデータの利用をご希望の方は、海外発信に向けたアイコン利用許諾申請が必要です。

■海外発信に向けたアイコンの入手方法

海外発信に向けたアイコンの公式WEBサイトのダウンロードページから、利用規約に同意の上、海外発信に向けたアイコンをダウンロードしてご利用いただけます。但し、ダウンロードできるのはjpg又は透過png形式のデータに限られます。フォント及びai/eps形式のデータの利用をご希望の方は、通常の利用許諾申請を行ってください。（→P10参照）

■注意事項

海外発信に向けたアイコンの公式WEBサイトから海外発信に向けたアイコンをダウンロードできるのは、利用許諾申請の許諾を受けた方、又は本項に該当する方に限ります。

■利用目的に変更があった場合

海外発信に向けたアイコンの利用が本項の目的に該当しなくなった場合、海外発信に向けたアイコンの利用を直ちに停止し、P7「海外発信に向けたアイコン利用者登録申請」及びP10「海外発信に向けたアイコン利用許諾申請」の手続きを行ってください。申請のないまま利用を継続した場合は、利用の停止を請求します。

■許諾の取り消しについて

利用内容に問題があると判断した場合には、〈取消通知書〉により許諾を取り消すことがあります。許諾が一度取り消された場合、新しい許諾申請を受け付けないことがあります。

必要な手続きを行わずに海外発信に向けたアイコンを利用した場合、利用の停止を請求し、以降の許諾を行わないことがありますので、ご注意ください。

海外発信に向けたアイコンの利用に際し、以下の点にご留意ください。

■ 知的財産権と海外発信に向けたアイコンの利用について

- 海外発信に向けたアイコンの利用に関する一切の権利は東京都に帰属します。
 - 海外発信に向けたアイコンの利用の許諾がPIの目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意してください。
 - 利用許諾は、独占的に海外発信に向けたアイコンを利用する権利を付与するものではありません。必ず許諾の範囲内で利用してください。
 - 利用許諾を受けたことによる権利を、譲渡、転貸又は継承しないでください。
 - 海外発信に向けたアイコンの利用に際しては、海外発信に向けたアイコンを表示する利用対象物に利用許諾番号の表示を行ってください。(利用許諾申請が不要な場合は表示の必要はありません)但し、スペースが狭小である場合や利用対象物への明記が難しい等、利用許諾番号を付さないことに合理的な事情がある場合は、この限りではありません。
 - 海外発信に向けたアイコンのデータは事務局から送付されたもの、若しくは海外発信に向けたアイコンの公式WEBサイトからダウンロードした正規のものをご利用ください。
 - 海外発信に向けたアイコンのデザインやその他利用のルールについては、本ガイドラインを遵守してください。
 - 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等を販売する場合には販売者、製造者又は製作者の名称と連絡先を明示してください。
 - 第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、本ガイドラインに則り海外発信に向けたアイコンを取り扱うよう義務付ける契約を利用者の責任で行い、管理を徹底してください。
 - その他各種の法令、条例、規程等を遵守してください。
- ※オリンピック・パラリンピックの知的財産権の保護についての詳細は、17ページをご覧ください。

■ 海外発信に向けたアイコン利用時の賠償責任について

- 東京都は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失又は損害について、一切の責任を負いません。
- 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負っていただき、東京都に迷惑を及ぼさないようにしていただきます。
- 利用者は、海外発信に向けたアイコンの利用に際して故意又は過失により東京都に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を東京都に賠償していただきます。
- 東京都に迷惑や損害を及ぼした利用者や海外発信に向けたアイコンの権利を侵害すると認められる方に対し、必要と思われる措置や法的措置をとることになります。

■ 海外発信に向けたアイコン利用時の商標権確認

- 東京都は、海外発信に向けたアイコンの利用方法が他者の商標権等を侵害していないかについて、確認を行いません。
- 利用地において他者の商標権を侵害していないか、利用者の責任で確認後、申請をしてください。

■ 海外発信に向けたアイコンを利用する事業・製品等の品質の保証

- 東京都は、海外発信に向けたアイコンが利用された事業・製品等について、その品質等を保証するものではありません。
- 海外発信に向けたアイコンを利用する事業・製品等は、それぞれの利用者が、製造責任者等において、各事業・製品等に関する法令・条例・規程等を遵守して、品質等を保証してください。

■ 海外発信に向けたアイコンを利用する事業・製品等の産地表示等

- 東京都は、海外発信に向けたアイコンが利用された製品（特に農林水産品等）について、その産地が東京であることを保証するものではありません。
- 海外発信に向けたアイコンを利用して、他の国や地域産の製品（特に農林水産品等）を、東京都産であるかのように表示することはできません。
- 製品（特に農林水産品等）については、責任者等において、産地の表示等に関する法令・条例・規程等を遵守して、産地等を明示してください。

■ 海外発信に向けたアイコンとオリンピック・パラリンピックエンブレム等の関係

海外発信に向けたアイコンは皆様に広くご利用いただくことで、東京の魅力を効果的に海外に発信していくことを目的としています。その一方、オリンピック・パラリンピックのエンブレム、名称等については、知的財産として保護されており、スポンサーでない企業等が、会社や商品の名前をオリンピックのエンブレム等と並べて表記することは原則として認められていません。海外発信に向けたアイコンの利用に当たっても、会社名や商品名にあわせオリンピック・パラリンピックのエンブレムや文言を掲載することはできません。ご不明な点等ございましたら、海外発信に向けた「アイコン」管理事務局にご相談ください。

<参考>

○オリンピック・パラリンピックに関する主な知的財産

オリンピック・パラリンピックに関するエンブレム、用語、名称をはじめとする知的財産は、日本国内では「商標法」、「不正競争防止法」、「著作権法」等により保護されています。

オリンピック・パラリンピックに関する主な知的財産として、オリンピックシンボル（五輪のマーク）、パラリンピックシンボル（スリー・アギトス）、エンブレム、マスコット、ビクトグラム、大会名称、画像、音声等が挙げられますが、日本では、日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC）及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（東京2020）が管理しています。

オリンピック・パラリンピックの知的財産権の保護についての詳細は、こちらをご覧ください。 <https://m.tokyo2020.jp/jp/copyright/>

■ 海外発信に向けたアイコンと東京ブランドロゴ「&TOKYO」の関係

東京ブランドロゴ「&TOKYO」については、国内向けのロゴであるため、アイコンと同一の商品や媒体等で併用することは原則として認められていません。

ご不明点がございましたら、海外発信に向けた「アイコン」管理事務局にご相談ください。